

## 木の文化を支える森づくり活動の推進について（概要）

## 1 趣旨

地域の協議会等と森林管理署等との間の協定に基づき、国有林野を活動のフィールドとして利用することを通じて、「木の文化」の継承に貢献する森林づくり活動への国民参加を推進する。

## 2 対象とする木の文化

- ア 修理及び復旧に大径長尺材等の資材を必要とする歴史的建造物等
- イ 資材を特定の樹材種に依存している伝統工芸品、祭礼行事等

## 3 実施箇所

以下の要件を満たす箇所

- (1) 対象とする木の文化と関連が深く、必要な樹材種が生産可能な箇所
  - (2) 水土保持林（国土保全タイプ）、森林と人との共生林（自然維持タイプ）、分収林、ふれあいの森以外の箇所
  - (3) 効率的な間伐等の事業実施が可能な箇所
- 等

## 4 実施主体

木の文化の関係者、地方公共団体、その他の賛同する者が参加する協議会

## 5 協定の締結及び活動の実施

- (1) 森林管理署長等と実施主体との間で10年以内の協定を締結、活動内容に応じて更新・継続
- (2) 実施主体は、植樹又は更新補助作業から始め、下刈等の保育作業を実施
- (3) あわせて木の文化に関する理解の増進に資する活動を実施
- (4) 森林管理署は、計画作成、活動実施等に当たり協力

## 6 その他

- (1) 森林管理局長は、実施箇所となる森林の面積及び位置を地域管理経営計画に記載
- (2) 森林管理署長等は、協定終了後も当該森林づくり活動の趣旨を踏まえた管理経営を推進